

# 補助金申請の流れ



鳥羽市宿泊施設及び観光施設等バリアフリー改修工事補助金

鳥羽市観光商工課

# 鳥羽市宿泊施設及び観光施設等バリアフリー改修工事補助金の流れ



## 1. 申請について

### 【必要な書類】

- ①補助金等交付申請書    ②事業計画申請書
- ③事業計画書            ④収支予算書
- ⑤伊勢志摩バリアフリーツアーセンターの「意見書」
- ⑥鳥羽市税の完納納税証明書（写）
- ⑦施行内容がわかる見積書、図面等

### 【申請期限】

補助該当年度の1月31日まで

### 【提出先】

鳥羽市観光商工課

## 事業実施

### 【補助対象】

鳥羽市内の宿泊施設・観光施設・飲食店等で、障がい者・高齢者等の受入環境の充実を図る工事



段差の解消（スロープ設置等）



手すりの設置



トイレの洋式化（または多機能化）

## 2. 実績報告書について

### 【必要な書類】

- ①補助事業等実績報告書    ②結果報告書
- ③収支決算書                ④補助金交付請求書
- ⑤伊勢志摩バリアフリーツアーセンターの「結果報告書」
- ⑥工事にかかる請求書（明細がわかるもの）
- ⑦工事にかかる領収書

振込明細書の提出と受領者の住所・捺印  
名前（団体名と代表者名）が必要です。

領収書が無い場合は補助  
対象となりませんのでご  
注意ください。

### 【提出期間】

事業終了後の30日以内または補助該当年度の3月31日  
のいずれか早い日までに必ず提出してください。

### 【提出先】

鳥羽市観光商工課（鳥羽三丁目1番1号）

## 補助金のお支払い

### 補助金の額

補助対象経費から補助事業を行うことで得られる収入やその他の補助金等を除いた額の2分の1以内（1,000円未満の端数があるときは切り捨てた額）又は20万円のいずれか低い金額。

例えば以下の場合には補助金額は20万円となります。

$$\frac{(\text{補助対象経費} 50 \text{ 万円} - \text{その他収入や補助金} 5 \text{ 万円})}{2} > 20 \text{ 万円}$$



## 1. 申請について

< 申請書類提出期限日 > 補助該当年度の1月31日まで

< 申請書類 >

- ①補助金等交付申請書 様式第1号（第3条関係）  
⇒「補助金を使いたい」と市に伝える書類
- ②鳥羽市バリアフリー改修工事補助金事業計画申請書 第1号様式付表1  
⇒「こんな工事を別紙の通り考えています」と市に伝える書類
- ③鳥羽市バリアフリー改修工事補助金事業計画書 第1号様式付表2（第3条関係）  
⇒工事の目的や内容、金額等を記載した書類
- ④収支予算書 第1号様式付表3（第3条関係）  
⇒工事の収支を記載した書類
- ⑤伊勢志摩バリアフリースターセンターからの「意見書」  
⇒バリアフリー改修を希望している施設には、伊勢志摩バリアフリースターセンターが施設調査を行い、適切なバリアフリー改修方法や対応についてのアドバイスを行います。  
また、それについての「意見書」を作成しますので、申請の際には添付してご提出ください。
- ⑥鳥羽市税の完納納税証明書（写）  
⇒「鳥羽市の税金を全て納税しています」という証明書
- ⑦補助金交付申請額の根拠となる書類  
⇒なぜこのような補助金額になったのかという書類。施工内容がわかる見積書や図面など。



## 事業実施

<バリアフリー改修工事の期限日> 補助該当年度の3月31日までに工事实績報告を完了させてください。

<補助対象>

鳥羽市内の宿泊施設・観光施設・飲食店等で、障がい者・高齢者等の受入環境の充実を図る工事

もっと具体的には・・・

①ユニバーサルデザイン基準及び②パーソナルバリアフリー基準を満たす改修工事。

ただし、構造上やむを得ない場合又は市長が特に必要と認めた場合は、パーソナルバリアフリー基準のみを満たす工事についてもOK。

①ユニバーサルデザイン基準

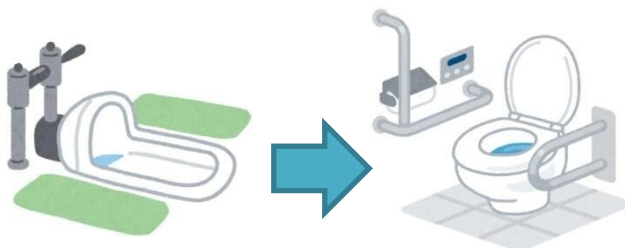
三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例（平成11年三重県条例第2号）第17条に規定する整備基準  
⇒検索してください。

②パーソナルバリアフリー基準

NPO法人伊勢志摩バリアフリースターセンターが推奨する、障がい者等が旅行する際に旅行者本人の障がい状態、介護するものの有無又は旅行の目的に着目し、障がい者等が快適に過ごすことのできるバリアフリー化を行うための基準。



段差の解消（スロープ設置等）



トイレの洋式化（または多機能化）



手すりの設置



## 2. 実績報告書について

＜実績報告書提出期限日＞ 事業終了後の30日以内または補助該当年度の3月31日のいずれか早い日までに必ず提出してください。

＜報告書類＞

①補助事業等実績報告書 様式第7号（第10条関係）

⇒「工事が終わりました」と市に伝える書類

②鳥羽市バリアフリー改修工事補助金結果報告書 第7号様式付表1（第10条関係）

⇒「こういう工事をしました」と市に伝える書類

③収支決算書 第7号様式付表2（第10条関係）

⇒「工事をした結果、こういう収支になりました」と市に伝える書類

④補助金等交付請求書 様式第9号（第13条関係）

⇒「工事をしたので、補助金を申請します」と市に伝える書類

⑤伊勢志摩バリアフリースターセンターからの「結果報告書」

⇒ 工事完了後、伊勢志摩バリアフリースターセンターによるバリアフリー改修工事完了のチェックを行い、「結果報告書」を作成しますので、実績報告の際には添付してください。

⑥工事にかかる請求書 ⇒合計金額だけでなく、明細を記した書類

⑦工事にかかる領収書

⇒支払い可能な限り振込をお願いします。（振込明細書を提出してください）  
領収書には受領者の「住所、名前（団体名と代表者名）、捺印」が必要です。

領収書が無い場合は補助対象となりませんのでご注意ください。



## 補助金のお支払い

### <補助金の額>

補助対象経費から補助事業を行うことで得られる収入やその他の補助金等を除いた額の2分の1以内（1,000円未満の端数があるときは切り捨てた額）又は20万円のいずれか低い金額となります。

例えば・・・

$$\frac{\begin{array}{c} \text{補助対象経費} \\ \text{(バリアフリー化工事に必要な金額)} \\ 50\text{万円} \end{array} \ominus \begin{array}{c} \text{その他収入や補助金} \\ \text{(自主財源や寄付金等も)} \\ 5\text{万円} \end{array}}{2} > 20\text{万円}$$

この場合、（補助対象経費50万円－自主財源5万円）÷2が225,000円となります。  
当補助金の上限金額は20万円で、その額を上回ることから、補助金額は20万円となります。

## その他

### <書類の保存年限>

市の補助金の保存年限は10年です。

申請・報告の際、提出書類についての控えをとり10年間は保管して下さい。  
（市民団体等から書類の閲覧を求められたときには提出が必要となります。）



## — 当事業についての問い合わせ先 —

### ●補助金の申請、事業の詳細について

鳥羽市観光商工課観光係

〒517-0011 三重県鳥羽市鳥羽三丁目1-1

TEL : 0599-25-1157 FAX : 0599-25-1159

### ●バリアフリー改修工事について

特定非営利活動法人 伊勢志摩バリアフリースター

〒517-0011 三重県鳥羽市鳥羽一丁目2383-13鳥羽1番街1F

TEL : 0599-21-0550 FAX : 0599-21-0585

URL : <https://www.barifuri.com>

E-MAIL : [iseshima@barifuri.com](mailto:iseshima@barifuri.com)